

建築物省エネ法改正に伴う省令改正への対応について

1 建築物省エネ法改正に伴う省令改正の概要

(建築物環境計画書に関する部分のみ)

- 「住宅の簡易な建築物エネルギー消費性能基準」の追加
- 概要は次の通り

	共同住宅	戸建住宅	施行予定
外皮基準	住棟全体（全住戸平均）での評価方法を追加する。(例：6地域 0.75(W/ m ² ·K))		[改正法公布後6ヶ月以内施行] (令和元年11月上旬ころ)
	モデル住宅を用いた評価方法を追加する。		令和2年4月1日施行予定
一次エネルギー消費基準	モデル住宅を用いた評価方法を追加する。		令和2年4月1日施行予定
	住宅共用部分を計算しない評価方法を追加する。		[改正法公布後6ヶ月以内施行] (令和元年11月上旬ころ)

2 建築物環境計画書の対応方針について (事務局の考え)

- 取組・評価書の作成者の負担軽減を図ることを念頭に、次のように対応する。

(住棟全体での評価方法の追加について)

- 前回(第2回)の評価基準(案)では、段階2を建築物省エネ法の外皮基準と一致するよう予定していたところ(全住戸でUA値0.87以下)。
- 建築物省エネ法の外皮基準となる予定の「住棟全体(全住戸平均)」の評価についても、評価基準(案)の段階2として扱う。なお、住棟全体での段階3は設定しない。

(モデル住宅を用いた評価方法の追加について)

- 従来の評価方法と同等に扱う。

(住宅共用部を計算しない評価方法の追加について)

- 住宅共用部を計算しない場合でも評価基準への適合を判断できるようにする。

	建築物省エネ法改正に伴う省令改正	都の対応方針
外皮基準	住棟全体(全住戸平均)での評価方法	評価基準の段階2に追加する 段階3は全住戸評価のみ
	モデル住宅を用いた評価方法	従来の評価方法と同等に扱う
一次エネルギー消費基準	モデル住宅を用いた評価方法	従来の評価方法と同等に扱う
	共用部分を計算しない評価方法	追加する